

すみだトリフォニーホール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																																		
<p>（利用の不承認）</p> <p>第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第 1 3 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（指定管理者の指定の手續）</p> <p>第 1 7 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認められたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 事業計画の内容が、トリフォニーホールの効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 7 条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 施設等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 1 3 条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 1 7 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 事業計画の内容が、トリフォニーホールの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p>																																																																																		
別表	別表																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">利 用 料 金</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> <th>前半日</th> <th>後半日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前 9 時から正午まで</td> <td>午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで</td> <td>午後 5 時 3 0 分から午後 1 0 時まで</td> <td>午前 9 時から午後 1 0 時まで</td> <td>午前 9 時から午後 1 0 時まで</td> <td>午後 2 時から午後 1 0 時まで</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>272,000 円</td> <td>321,000 円</td> <td>518,000 円</td> <td>1,006,000 円</td> <td>354,000 円</td> <td>563,000 円</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>13,000 円</td> <td>24,000 円</td> <td>38,000 円</td> <td>63,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>練習室</td> <td>2,600 円</td> <td>3,900 円</td> <td>5,200 円</td> <td>11,700 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利 用 料 金						午前	午後	夜間	全日	前半日	後半日		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午後 5 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午後 2 時から午後 1 0 時まで	大ホール	272,000 円	321,000 円	518,000 円	1,006,000 円	354,000 円	563,000 円	小ホール	13,000 円	24,000 円	38,000 円	63,000 円			練習室	2,600 円	3,900 円	5,200 円	11,700 円			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">利 用 料 金</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> <th>前半日</th> <th>後半日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前 9 時から正午まで</td> <td>午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで</td> <td>午後 5 時 3 0 分から午後 1 0 時まで</td> <td>午前 9 時から午後 1 0 時まで</td> <td>午前 9 時から午後 1 0 時まで</td> <td>午後 2 時から午後 1 0 時まで</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>248,000 円</td> <td>292,000 円</td> <td>471,000 円</td> <td>915,000 円</td> <td>322,000 円</td> <td>512,000 円</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>12,000 円</td> <td>22,000 円</td> <td>35,000 円</td> <td>58,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>練習室</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> <td>4,800 円</td> <td>10,800 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利 用 料 金						午前	午後	夜間	全日	前半日	後半日		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午後 5 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午後 2 時から午後 1 0 時まで	大ホール	248,000 円	292,000 円	471,000 円	915,000 円	322,000 円	512,000 円	小ホール	12,000 円	22,000 円	35,000 円	58,000 円			練習室	2,400 円	3,600 円	4,800 円	10,800 円		
区分		利 用 料 金																																																																																	
	午前	午後	夜間	全日	前半日	後半日																																																																													
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午後 5 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午後 2 時から午後 1 0 時まで																																																																													
大ホール	272,000 円	321,000 円	518,000 円	1,006,000 円	354,000 円	563,000 円																																																																													
小ホール	13,000 円	24,000 円	38,000 円	63,000 円																																																																															
練習室	2,600 円	3,900 円	5,200 円	11,700 円																																																																															
区分	利 用 料 金																																																																																		
	午前	午後	夜間	全日	前半日	後半日																																																																													
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午後 5 時 3 0 分から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午後 2 時から午後 1 0 時まで																																																																													
大ホール	248,000 円	292,000 円	471,000 円	915,000 円	322,000 円	512,000 円																																																																													
小ホール	12,000 円	22,000 円	35,000 円	58,000 円																																																																															
練習室	2,400 円	3,600 円	4,800 円	10,800 円																																																																															

楽屋	2,200円	3,300円	4,400円	9,900円	3,300円	6,600円
付帯設備	1件、1回につき 20,000円					

付記

- 1 大ホール又は小ホールの舞台のみを練習等に利用する場合の利用料金の額は、付帯設備を除き、所定の利用料金の額（付記2の適用がある場合は、その適用後の額）の5割相当額とする。
- 2 〔略〕
- 3 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き利用する場合の中間時間については、付記2の加算額を徴収しない。
- 4 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表（大ホール、楽屋及び付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記1又は2の規定による額を含む。）に当該額の3割相当額を加えた額とする。

楽屋	2,000円	3,000円	4,000円	9,000円	3,000円	6,000円
付帯設備	〔同左〕					

付記

- 1 大ホール又は小ホールの舞台のみを練習等に利用する場合の利用料金の額は、付帯設備を除き、所定の利用料金の額（2の適用がある場合は、その適用後の額）の5割相当額とする。
- 2 〔略〕
- 3 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き利用する場合の中間時間については、2の加算額を徴収しない。  
〔新設〕

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。